

電子入札の義務付けについて（お知らせ）

平成29年9月

宮 崎 県

宮崎県が執行する入札において、入札書等の提出は原則として電子入札システムにより行うものとしております。（『紙入札』は一部例外を除き認めておりません。）

電子入札システムに利用者登録を行っていない方は、利用開始手続きを行って下さい。

※利用開始手続きの方法は、宮崎県公共事業情報サービスのホームページをご覧ください。

利用者登録がお済みであれば、次のような場合には『紙入札』が認められます。

当初から紙入札による参加を認める例

- ①コンピュータ又はインターネットの不具合等により、電子入札の続行が困難である場合
- ②ICカードが閉塞、破損、盗難等により使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中である場合
- ③会社名、住所、代表者等の変更により、ICカードの再取得を手続中である場合

※ ②、③については、ICカード発行の申請書の写し等、ICカード再発行の手続中であることを証明するものが必要となります。

お問い合わせ先

○利用者登録・システム操作方法等

宮崎県電子入札システムヘルプデスク TEL0985-35-7510

○利用開始手続き・システム運用・電子入札の義務付けについて

宮崎県県土整備部管理課入札制度改革担当 TEL0985-26-7179

※個別案件に関することは、各発注機関へお問い合わせください。